

## 漏水に係る料金の減免基準に関する要綱

平成 4 年 11 月 10 日  
管 理 者 決 裁

改正 平成 14 年 4 月 1 日  
改正 平成 20 年 2 月 7 日  
改正 平成 27 年 6 月 9 日  
改正 平成 30 年 10 月 22 日  
改正 令和 2 年 7 月 1 日  
改正 令和 3 年 8 月 1 日  
改正 令和 4 年 5 月 1 日  
改正 令和 5 年 6 月 1 日  
改正 令和 8 年 4 月 1 日

(趣旨)

**第 1 条** この要綱は、神戸市水道条例第 35 条の規定に基づき、給水管、直結給水器具等から漏水したことを事由として水道料金(以下「料金」という。)を減免する場合の基準について定める。また、本基準は、使用者に早期修繕を促し、過度の支払い負担を一定軽減することを目的として運用する。

(定義)

**第 2 条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 計量水量

第 3 条に規定する減免事由が生じた期分の直後の検針日までの水量をいう。

(2) 推定使用水量

給水管、直結給水器具等の破損等によって生じた漏水がなかったと仮定した場合に使用したと推定される水量をいう。

(3) 推定漏水量

計量水量から推定使用水量を減じた水量をいう。

(減免の対象)

**第 3 条** 料金の減免対象事由は、地下埋設管からの漏水とする。ただし、地下埋設管以外の箇所使用者が善良な管理者の注意をもってしても、管理できなかつたと認められる漏水も対象とすることができる。

(減免の手続)

**第 4 条** 料金の減免は、使用者の申請に基づき、減免の対象となった事由及び完全な修繕工事の施工を確認したうえで行うものとする。

2 前項の申請は、「水道料金等減免申請書兼修繕工事施工証明書(様式-1)」(以下「証明書」

という。)又は「水道料金等減免申請書(様式-2)」により行う。ただし、局が修繕工事を施工した場合等は、「修繕工事作業伝票」(局内減免依頼文書を含む。以下「伝票」という。)をもって申請に代えることができる。

- 3 第1項に定める修繕工事施工の確認は、証明書、伝票又は神戸市指定工事事業者の発行する修繕工事施工証明書(以下「証明書等」という。)により行う。ただし、証明書等がない場合において、現地で修繕施工箇所を確認したときは、局の現認者が作成する「修繕工事施工確認書」をもって証明書に代えることができる。
- 4 料金の減免は、原則1期分とする。
- 5 継続的な減免対象事由の場合は、過去1年間で料金の減免額が最も多い期分を減免する。また、減免対象事由が同一箇所の場合、直近1年間で1回のみ料金を減免する。
- 6 調定口径20ミリメートル以下で、計量水量が使用月数あたり10立方メートル以下の場合には、料金の減免対象外とする。

(推定使用水量)

**第5条** 漏水により減免することとなった期分と同じ期分の前年の使用水量をもって推定使用水量とみなす。

- 2 前項の規定にかかわらず、前年の同じ期分の使用水量がない場合又は推定使用水量として適当でない場合は、次のいずれかに該当する使用水量又は水量をもって推定使用水量とみなす。なお、優先順位は以下の項番とし、最も少量の推定使用水量を適用するものではない。

(1)漏水が生じた直前の検針日とその前回検針日までの期間の使用水量

(2)漏水修繕施工後の1日平均使用水量に料金算定の基礎となる期間の日数を乗じて求めた水量

(3)漏水が生じた直前の検針日から起算して過去1年間の平均使用水量

(4)第1号から第3号までによることが適当でないときは、使用人数、使用実態その他の使用状況を考慮して求めた水量

- 3 調定口径20ミリメートル以下については、前2項の規定によりみなした推定使用水量が、使用月数あたり10立方メートルに満たないものについては使用月数あたり10立方メートルをもって推定使用水量とみなす。ただし、第6条第3項に該当するものを除く。

(減免額の算定)

**第6条** 料金の減免額は、下記により算出するものとする。

$$\text{減免後水量} = (\text{計量水量} + \text{推定使用水量}) \times 1/2$$

減免額は、計量水量により算出した料金から減免後水量により算出した料金を差し引いた金額とする。

- 2 計量水量が推定使用水量の2倍を超えるときは、次の各号により算定した水量を減免後水量とすることができる。ただし、調定口径25ミリメートル以上の推定使用水量が、使用月数あたり10立方メートルに満たないものについては、使用月数あたり10立方メートルを推定使用水量とする。

(1)1月の推定使用水量が150立方メートル以下の場合。

$$\text{減免後水量} = \text{推定使用水量} \times 1.5$$

(2) 1月の推定使用水量が150立方メートルを超える場合。

$$\text{減免後水量} = \text{推定使用水量} \times 2.0$$

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、推定漏水量に相当する金額を減免額とすることができる。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第19条第1項の規定により保護を受けている世帯における漏水

(2) 災害救助法及びその他災証明書の交付対象となった災害を起因とする漏水

(水道局による減額認定)

**第7条** 第1条から第6条にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、水道局が漏水量又は放水量を認定し、計量水量から差し引き、調定するものとする。

(1) 水道局が施工した工事に起因する漏水

(2) 水道局が施工した工事に起因する赤水等の放水

(端数処理)

**第8条** この要綱において、水量計算にあたり1立方メートル未満の端数が生じたときは、切り捨てて計算するものとする。

(決裁区分)

**第9条** この要綱に係る決裁区分は、「水道局副局長等専決規程(昭和35年7月水道管理規程第10号)」の定めによる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(様式に関する経過措置)

2 この要綱による改正前の様式に基づいて作成した用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。